

新規事項の判断に関する事例 39

類型：図面に基づく補正

出願当初の明細書等 (発明の名称) 熱処理装置	補正後の明細書等 (発明の名称)
<p>(特許請求の範囲) 熱処理室であるケーシング 1 2 を有する熱処理装置であって、<u>送風装置を帯状物 F の幅方向の中心における上方及び下方に配し、複数のノズルボックス 2 4、2 6 を帯状物の長手方向に所定の間隔を開けて配列させ、各ノズルボックス 2 4、2 6 を連結させたことを特徴とする熱処理装置。</u></p>	<p>(特許請求の範囲)<u>送風装置の吸い込み口を、前記ケーシングの天井部及び底部における帯状物 F の幅方向の中心において水平にそれぞれ設け、天井部にある吸い込み口の吸い込み方向を下方に向け、底部にある吸い込み口の吸い込み方向を上方に向け、</u>.....。</p>
<p>(発明の詳細な説明の抜粋) 天井板のファン 2 0 で起こされた風は、上部ダクト 3 4 a の第 1 次フィルター 3 8、熱交換機 3 6、第 2 次フィルター 4 0 を通り、熱風となって下部ダクト 3 4 b に送られる。そして、その熱風は、ノズルボックス 2 4 の吹き出し口から帯状物 F の上面に吹き付けられる。 他方、底面側のファン 2 2 で起こされた風は、下部ダクト 4 8 a を経て、上部ダクト 4 8 b に送られ、ノズルボックス 2 6 の吹き出し口から帯状物 F の下面に吹き付けられる。</p>	<p>(発明の詳細な説明の抜粋)。</p>